

第116号議案

島根県流域下水道条例の一部を改正する条例

島根県流域下水道条例（昭和56年島根県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第25条の2第1項」を「第25条の10第1項」に改める。

第3条及び第8条中「第25条の10第1項」を「第25条の18第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。